

# 平成29年度版林務部コンプライアンス推進行動計画の概要

林務部コンプライアンス推進本部

## 行動計画の改訂にあたって

- 大北森林組合補助金不適正受給事案の二因を作った、私たち、長野県林務部は、次の4つの過ちについて反省しなければなりません。
  - ①目標達成等のため、業務執行にあたり不適切な手段・手法を選択したこと、②組織として防ぐための手だてを講じられず、不適切な事案を一部把握した際にも適切な対応がとれなかったこと、③地域の実情を十分考慮せず目標を設定し、実態を十分に把握しないまま事業を推進したこと、④従来の森林組合に対する指導監督では事案を抑止できなかったこと
- 本行動計画は、こうした事案に対する反省と「今後の林務行政が今後どうあるべきか」という視点等を踏まえて議論し、現地機関職員との意見交換を行い、とりまとめたものです。
- 私たち林務部は、今回の事案発生を真摯に反省し、再発防止に向けて、本行動計画に沿って、自分たちの業務を徹底的に改善する取組を進めます。
- 取組の推進にあたっては、「**県民起点で 県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指します。 職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織を目指します。**」という**長野県行政経営理念のビジョン（目指す姿）**を常に意識し、「自らの業務が適切か常に点検・議論し、行動する」ことをお約束いたします。
- 行動計画の改訂にあたっては、新たな「長野県行政経営方針」県民の信頼と期待に応える組織づくり～コンプライアンスの推進～との整合を図り、「県民起点」の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革（しごとの質と生産性の向上）の3つの柱で再整理、項目を絞って重点化するなど工夫し、県民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

## 1 「県民起点」の意識改革

### (1)コンプライアンス(※)意識の定着・向上

- ① 新たな長野県行政経営理念、長野県行政経営方針の理解・定着【新規】⇒**長野県行政経営理念の揭示、職場内研修会の統一テーマとして職場で議論**

長野県行政経営理念【林務部独自行動の指針】  
自らの業務が適切か常に点検・議論し行動します。

- ② 新たに林務部に配属された職員に対する大北森林組合等不適正受給事案や行動計画等に関する研修の実施（継続）
- ③ 規範意識醸成のための職場内研修会の実施（継続）

### (2) 適正な業務の実施

- ④ 現場実態等を踏まえた目標設定と適切な予算執行（継続）
- ⑤ 電子メールや引継書をはじめとする公文書の適切な作成・管理（継続）

### (3) 職員のモチベーション向上

- ⑥ コンプライアンスの視点を踏まえた業務目標・チャレンジ目標の設定（継続）
- ⑦ 森林・林業行政の歴史や現状、取組方針等の再確認【新規】⇒「**林務部業務内容**」の記載内容を改正、目標を組織で共有
- ⑧ 「頑張った」あるいは「きらりと光る」取組の収集・発信（継続）

※ コンプライアンスとは、単に法令を遵守するというだけでなく、「**社会からの要請を常に真摯に捉え、思考・議論した上で自らの業務に取り込んでいく**」という意味で使っています。

## 2 風通しのよい対話にあふれた組織づくり

### (1) コミュニケーションの活性化

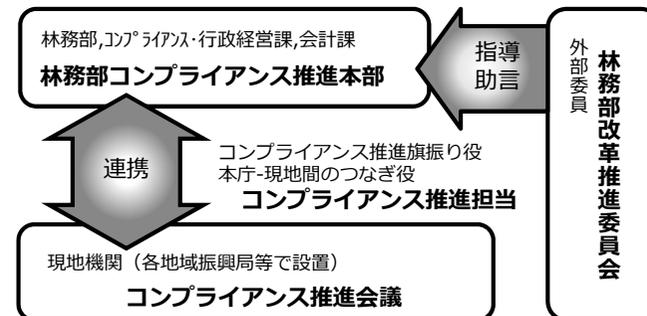
- ⑨ コミュニケーション機会の増大（継続）
- ⑩ 林務部幹部が現地機関を訪問し直接課題を把握（継続）
- ⑪ 業務の組織的なマネジメントの仕組みづくり【新規】⇒**進捗管理を的確に行い、組織的に課題を早期把握し対応**

### (2) 広報・情報発信の充実

- ⑫ 業務内容や取組状況等を積極的に情報発信【拡充】⇒**県公式ホームページ・魅力発信ブログ・イベント等を活用**

## 4 コンプライアンス推進に向けた体制

- ⑬ 各所属コンプライアンス推進担当の指名（継続）
- ⑭ 林務部コンプライアンス推進本部、現地機関コンプライアンス推進会議の設置（継続）
- ⑮ 林務部改革推進委員会による取組の指導・助言（継続）
- ⑯ コンプライアンスに関する職員意識調査の実施（継続）



## 3 しごと改革（しごとの質と生産性の向上）

### (1) 職員の能力向上

- ⑬ 専門研修や担当者会議の実施による業務に必要な専門的知識や技術の習得、森林組合等に対する指導力の向上（継続）
- ⑭ 林務課他係の業務に関する知識・技術習得【新規】⇒**鳥獣対策、造林調査、災害対応など緊急的、臨時的に発生する業務について職場内研修等の実施**

### (2) 人員配置の最適化

- ⑮ 各所属の実態やニーズの把握と人員配置の最適化（継続）
- ⑯ 補助金執行における推進担当と検査担当の区分け【拡充】⇒**小規模な林務課において造林補助金検査の業務分担や人員配置を変更**
- ⑰ 部局や職種を超えた人事異動（継続）

### (3) 「しごと改革」による業務の改善・効率化

- ⑱ 業務の棚卸し等による業務改善（継続）
- ⑲ 造林事業をはじめとする不適正受給が発生した事業での再発防止策の定着状況等の検証【拡充】⇒**適正な業務実施から、より効果的・効率的な手法等への改善**

### (4) 市町村・森林組合等関係団体との適切な連携

- ⑳ 市町村等との適切な連携【新規】⇒**市町村等の担当者に対する森林・林業施策講習会の実施**
- ㉑ 森林組合の内部管理体制整備を促進（継続）
- ㉒ 森林組合の常例検査へ公認会計士等の同行（継続）